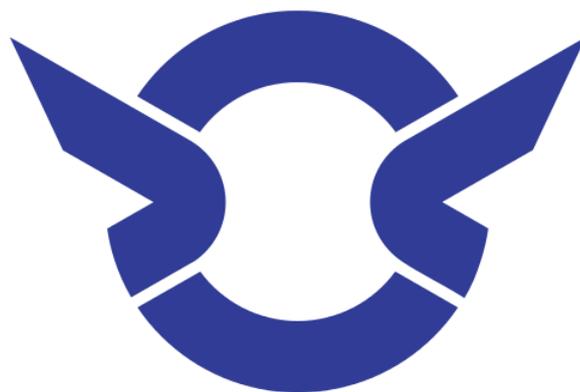


農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画



平成29年9月

宮崎県 串間市

目 次

1. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の促進による 農山漁村の活性化に関する方針	1
2. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域	2
3. 2の地区において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模	2
4. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率的かつ 総合的な利用確保を図る区域及び当該確保に係る事項	2
5. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展 に資する取組みに関する事項	3
6. 自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気 の発電の促進に関し配慮すべき重要事項	3
(1) 自然環境の保全と調和	
(2) 景観の保全、歴史的風致の維持及び向上との調和	
7. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進 による農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況について評価	4
(1) 目標	
(2) 目標の達成状況についての評価	
8. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可 能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復	4
9. 農林地所有権移転等促進事業に関する事項	4
10. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進 に関するその他事項	5
(1) ホームページによる周知	
(2) 設備整備計画の認定	
(3) 区域外の関係者との連携	



串間市農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画

平成 29 年 2 月 27 日 策定

平成 29 年 9 月 12 日 改定

1. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の促進による農山漁村の活性化に関する方針

本市は、九州の南東端、宮崎県の最南部に位置し、東は日向灘、南は志布志湾に臨み、北西は都城市、日南市及び鹿児島県志布志市に接している。

市の中北西部のほとんどは豊かな丘陵地帯となっており、東部から南部に続く延長 77 km の海岸線は日南海岸国定公園に属し、南国らしい風景が訪れる人々を魅了する。

また、龍口山、笠祇山等を主峰とする北部一帯は、森林資源の宝庫となっており、これらの連山に源を發する河川は、福島川をはじめ、善田川、本城川、市木川などの河川に分かれ、その流域は肥沃で豊富な農産物を産出している。

本市の農業は、沿海水田地帯と中間畑地帯に大別され、沿海水田地帯では早期水稻を基幹に、露地野菜、施設園芸、果樹などの複合経営、中間畑地帯では食用甘藷を中心に、果樹、肉用牛等の複合経営及び茶、酪農の専業経営が行われている。米生産だけに頼らない農業経営は、今日まで本市の米の生産数量目標の達成に貢献してきた。

しかし、本市の農林漁業を取り巻く環境は、従事者の高齢化、担い手及び後継者の減少などにより、農業については耕作放棄地や耕作不利地の遊休化の拡大、林業については生産活動の停滞による森林機能の相対的な低下といった問題を抱えている。

他方で、本市には風況条件や日射量、本市の 75% を占める森林面積からの森林資源、さらには、河川や農業用水路など再生可能エネルギーの潜在可能量が多く存在している。

また、平成 26 年 3 月に策定した「串間市エネルギービジョンー再生可能エネルギーによるまちづくり」の第 7 章「再生エネルギーによるまちづくりビジョンの再生可能エネルギーによるまちづくり戦略Ⅱ」では、「地域をリードする産業の創出・活性化につなげる」を掲げており、加えて、平成 28 年 3 月に策定した「第 5 次串間市長期総合計画後期基本計画」では、「自然の宝庫、暮らしやすい・くしま」をテーマに、持続可能な社会システムの形成に向けた総合的な環境施策の展開を重要課題とし、地域の豊かな自然と調和した再生可能エネルギーの積極的な活用を図ることとしている。

本市では、再生可能エネルギーに係る技術は、今後も開発及び普及が進み、関連産業についても成長が期待できることから、再生可能エネルギーによる利益を地域に還元する仕組みを構築し、市内の関連産業の創出・活性化につなげることを目指すこととする。

2. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

地区	区域の所在	地目	地積 (㎡)	備考
A	別紙参照	—	計 6,521.19	風力発電設備
B	別紙参照	—	計 4,411.82	Aの付属設備
C	大字西方字山田 1803	山林	計 3,293.11	木質バイオマス発電設備
	〃 1803-2	山林		
	〃 1805-2	山林		
	〃 1805-13	山林		
	〃 1805-15	山林		
〃 1805-16	山林			

3. 2の地区において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模

地区	発電設備の種類	発電設備の規模	備考
A	風力発電	64,800 kW	2,850kW×23基
B	風力発電の送電設備他	—	Aの付属設備
C	木質バイオマス発電	1,940 kW	181.5kW×10基、125kW×1基

4. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用確保を図る区域及び当該確保に係る事項

地区	農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域	農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する事項
A	該当なし	該当なし
B	該当なし	該当なし
C	該当なし	該当なし

5. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組みに関する事項

地区	再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組みの内容	備 考
A、B	発電事業者が地域還元の一つとして、売電収益の一部を支出し、農林漁業の健全な発展に資する取組のために充てる。	
C	発電事業者が、燃料となる木質ペレットに地域に賦存する未利用材等を使用することで、林業事業者および山林所有者の所得向上に努め、発電設備を設置する地域のコミュニティなどへ貢献する。	地域に賦存するバイオマスを変換して得られる電気の量の割合が、年間を通じて8割未満とならないようにする。

6. 自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に関し配慮すべき重要事項

(1) 自然環境の保全と調和

地域の植生、野生動物の生態、水質等の自然環境に影響を及ぼす可能性があることから、必要に応じた影響の調査・検討等により、自然環境の保全に十分に配慮する。

(2) 景観の保全、歴史的風致の維持及び向上との調和

気候風土に適した形で農林漁業を営む中で、地域固有の個性ある美しい景観がつけられていることから、設備の規模等により、設備等の立地場所の周辺環境について、環境影響評価法等の基準等に準じ、可能な限り配慮する。

7. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価

(1) 目標

平成 26 年 3 月に策定した本市のエネルギービジョンにおける最終目標年度の平成 36 年度に再生可能エネルギー自給率を 148.4%以上としており、風力発電 (64,800 kW)、木質バイオマス発電 (1,940kW) を導入し、目標達成を目指す。

※ 再生可能エネルギー自給率 (%) =
当該年の市内再生エネルギー供給量 (kWh) / 当該年の市内エネルギー需要量 (kWh)

(2) 目標の達成状況についての評価

上記 (1) の目標達成度合いを確認するため、毎年度、認定設備整備計画についてその実施状況を調査し、確認することとする。

8. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復

再生可能エネルギー発電事業の中止または終了時には、再生可能エネルギー発電設備を発電事業者の負担と責任において撤去し、原状回復を行うことを基本とする。ただし、原状回復が困難な場合は、地権者と発電事業者において協議を行い、合意の下でその処理を行うこととする。

設備整備計画の審査を行う際は、これらの事項に加え、原状回復されないときの損害賠償等について地権者と発電事業者との間の契約に含まれているか確認することとする。

9. 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

該当なし

10. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関するその他事項

(1) ホームページによる周知

基本計画に基づく取組の促進や関係住民等の理解の醸成を図るため、ホームページや広報等により広く周知する。

(2) 設備整備計画の認定

設備計画の審査を行う際には、内容が基本計画に適合するものであることに加え、必要な資金の確保が見込まれること、設備整備計画が実施される見込みが確実であること、撤去時の契約を確認することとする。また、設備整備計画の認定を行う際には、実施状況の報告を行うこと、是正の指導に従うこと等の条件を付することとする。

(3) 区域外の関係者との連携

串間市、再生可能エネルギー発電事業者、再生可能エネルギー発電設備の整備事業者、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、土地改良区等の関係者は、串間市の区域外の関係者とも相互連携し、優良事例等の情報共有を行いつつ、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電に取り組む。